

建設業の場合、労働者を雇用していなくても労災保険への特別加入ができます

一人親方労災保険に加入しませんか？

以下の要件を満たしていれば、商工会を通して労災保険へ特別加入ができます！

- ①建設業の方
- ②労働者(アルバイト含む)を雇用していない方
※家族従事者は除きます。臨時で従業員を雇用する場合は、雇用する日の合計が年間100日を超えないこと。
- ③新座市商工会員の方(申請時に入会ができます)

年間保険料

※保険料率・令和6年4月1日改定 料率17/1000
 ※保険料率が新年度より変更になる可能性あり、その場合、保険料も変更となります。

給付基礎日額	年間保険料	給付基礎日額	年間保険料
3,500円	21,709円	12,000円	74,460円
4,000円	24,820円	14,000円	86,870円
5,000円	31,025円	16,000円	99,280円
6,000円	37,230円	18,000円	111,690円
7,000円	43,435円	20,000円	124,100円
8,000円	49,640円	22,000円	136,510円
9,000円	55,845円	24,000円	148,920円
10,000円	62,050円	25,000円	155,125円

※給付基礎日額は、日額3,500円～25,000円の間で自由にお選びいただけます。

委託手数料

構成組合員	加入金	年間組合費	年間委託手数料
一人親方に加入する組合員	500円	1,200円 (月額100円)	12,000円 (月額1,000円)
同居する家族専従者で一人親方に加入する組合員	500円	600円 (月額50円)	6,000円 (月額500円)

- ※年度途中の加入の場合は、月割を致します。
- ※保険料・加入金・組合費・委託手数料は加入時に一括で頂戴いたします。
ご入金はお振込み、または商工会窓口にてお願いいたします。
- ※加入者証の発行は、保険料等のご入金と労働基準監督署で書類が受領された後になります。

お気軽にご相談ください!!

新座市労働災害防止協力組合(新座市商工会)
 〒352-0011 新座市野火止1丁目9番62号
 TEL:048-478-0055 FAX048-478-0048

